

東京税務協会 Web サイト広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、東京税務協会 Web サイト広告掲載要綱(令和3年2月8日付2東税協企第 113 号以下「要綱」という。)に基づき、東京税務協会が開設する Web サイト(以下「税協 Web サイト」という。)への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 要綱第2条第5号に規定する理事長が認めるものとは、次の各号のいずれかに該当する広告とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 税協の事業運営を妨げるもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの
- (4) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (5) 他者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 誇大又は誤認を招くような表現又は根拠のない表示のあるもの
- (9) 射幸心を著しくあおる表現のもの
- (10) 虚偽の内容を表示するもの
- (11) 責任の所在が明確でないもの
- (12) 広告の内容が明確でないもの
- (13) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (14) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現が含まれるもの
- (15) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
- (16) わいせつ性を連想又は想起させるもの
- (17) 人体、精神又は教育に有害なもの
- (18) 前号に掲げるもののほか、税協 Web サイトに掲載する広告として不相当であると理事長が認めたもの

(掲載の対象)

第3条 税協 Web サイトへ掲載する広告の対象は、当分の間、デジタル化の推進等

に寄与する商品・サービス等とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載は、税協 Web サイトのトップページ又はそれ以外のページ下部とする。ただし、トップページ又はそれ以外のページ下部以外に掲載することについて理事長が適当と認める場合には、この限りではない。

(記事広告)

第5条 理事長が認めるときは、第3条の掲載対象の広告主の広告対象商品・サービス等を紹介する記事(以下「記事広告」という。)を掲載することを可能とする。

2 記事広告の内容、規格、掲載期間等については、税協と広告主が協議の上、決定することとする。

(掲載する広告数)

第6条 掲載する広告数は、当分の間8とする。ただし、前条による記事広告を掲載する場合においては、当該記事を当該掲載広告数の8には含めないものとする。

(掲載の申込み)

第7条 要綱第8条の定めによる申込みは、掲載開始月の前月 10 日までに(公益財団法人東京税務協会職員就業規則第 17 条第1項に定める日(以下「休業日」という。)を除く。)税協Webサイト上の申込フォーム若しくは企画広報課宛メール又は郵送(10 日までの消印があるもの。)により申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、掲載開始月の前月 20 日までに広告掲載決定の旨の通知を、掲載を不相当と認めるときは、広告掲載不承認決定の通知を当該申込みをしたものに通知する。

(広告データの提出)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載の初日の5日前(休業日を除く。)までに広告のデータを企画広報課に提出しなければならない。

(広告の掲載)

第 10 条 要綱第6条第2項の規定による営業日とは、休業日を除く日とする。

(広告掲載内容等の変更)

第 11 条 要綱第 13 条の定めによる申請は、変更後の広告掲載開始月の前月 10 日までに(休業日を除く。)企画広報課宛メール又は郵送(10 日までの消印があるもの。)により申請しなければならない。

(掲載料金の返還)

第 12 条 要綱第6条第4項の規定により税協 Web サイトを閉鎖したとき、又は第 14 条第1項第1号若しくは第4号の規定により広告の掲載を取り消したとき(広告主の責によらないときに限る。)は、掲載料金について日割りで返還するものとする。

附 則 この基準は、令和3年2月 15 日から施行する。